

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野県野沢南高等学校全日制
いじめ防止対策委員会

1 いじめ防止等の対策のための基本的な方針

1 (はじめに) 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

いじめは、「どの生徒、学校でも起こり得る」という認識を常に持ち、未然防止教育に力を入れた教育活動を行う。特に、日頃の教育活動において、社会規範、道徳心を高めることを柱に、教員が主体となり保護者、地域とも連携を深めたいじめのない安心・安全な学校づくりを目指す。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめに限らず生活指導上の問題について、「未然防止教育」、「早期発見」、「誠意ある丁寧な対応」を3本柱に、学校全体で対応にあたる。また、職員研修を行い理解や対応方法についての増進を図る。

(1) いじめの未然防止

「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」に力をいれた教育活動を行う。

- ・いじめ防止教育の教育活動。
- ・学校、家庭、地域の連携協力。
- ・外部専門家を活用した教育相談体制の確立。

(2) いじめの早期発見

全ての職員が、「いじめの兆候にいち早く気づくこと・いじめを見逃さない・いじめを許さない学校づくり」という姿勢で生徒に目を配る。また、職員は一人で判断しないこと、チームでの対応を原則とする。いじめ早期発見に努め「報告・連絡・相談」を大切にする。また、学校はアンケート調査、面談等を実施する。生徒がいじめを訴えやすい体制を整えると共に、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見、情報提供を受けた場合は速やかにチームで対応する。また、対応の仕方については平素から職員の共通理解を図る。

いじめであると確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒の安全確保を第一優先に考える。また、いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、家庭や教育委員会へ連絡・相談をする。事案によって関係機関（児童相談所・人権相談所・スクールカウンセラーなど）と連携を図り、適切な指導と丁寧な対応をする。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関の担当者と窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

いじめをとらえる視点

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。

起こった場所は学校の内外を問わない。

(文部科学省 平成19年1月)

- ・ いじめは人として決して許されないことである。
- ・ いじめは、どの生徒にも起こりえる。
- ・ 本人がいじめと感じれば、それはいじめである。

(1) いじめの様態

・ 日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

(1) 物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

(2) 心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間はずし : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷や画像流出など

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきもの、早期に警察に相談、直ちに警察に通報が必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮し、警察と連携した対応をする。

(2) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第22条に規定)を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合→表情や様子をきめ細かく観察する。本人や周辺の状況等について客観的に確認したりする。
- ・ 被害生徒本人が心身の苦痛を感じていない場合→加害行為の生徒に対し適切な指導をする。
- ・ 加害生徒に悪意がなかったような場合→十分吟味したうえで、事実を正確に把握し継続的に見守り様子をみる。

(3) いじめの背景と児童生徒の気持ち

いじめの要因、背景には、学校生活上での人間関係や家庭環境、学習など様々なことが考えられることから生徒の気持ちを理解、読み取る配慮をすることで未然防止教育に役立て

る。

ア いじめの背景

【学校における要因】

- 生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。
- 授業をはじめ、教育活動によって生徒が満足感や達成感を十分味わえない。
- 相手を思いやる気持ちや、規範意識が十分に育っていない。 など

【家庭における要因】

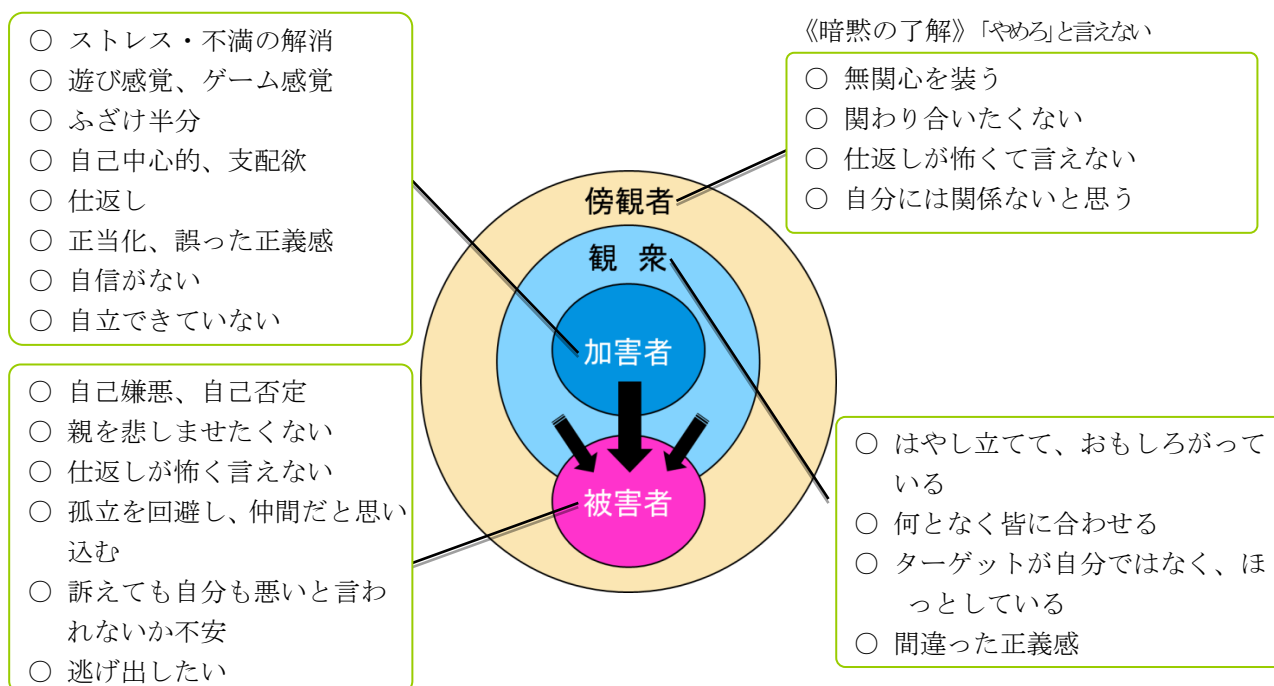
- 家庭が「安らぎの場」となっていない。
- 基本的な生活習慣などしつけが十分行われていない。
- ふれあいや心の通い合う場面が少ない。 など

【地域や社会における要因】

- 地域における人間関係の希薄化により、地域の教育力が低下している。
- 異年齢交流や社会活動への参加の機会が減少し社会性や協調性が育ちにくい。
- 問題行動が誘発されやすい享楽型の環境、大人のモラルの低下。 など

イ いじめの構造

いじめは繰り返して継続され、力の優位の乱用であり、ある個人を意図的に孤立させようとする集団構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけではなく、「観衆」「傍観者」の存在によって成り立っている。



ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることがある。いじめ発生原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者攻撃で解消すること、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

2 いじめの防止等のための取組み

1 学校の「いじめ防止対策委員会」の位置づけ

構成委員「生徒指導主任、特別支援教育係、人権教育係、教務係、養護教諭、保健主事、教頭」7名

(1) 役割

○ 実態把握

アンケート調査の計画的な実施、評価

生徒同士の関係の丁寧な観察

チーム体制の整備、即対応、職員研修会の実施

○ 教育相談体制の整備

係と学年との連携を密にする

校内外の相談窓口の周知方法の確認、必要に応じた検討会議、情報発信

こどもの権利支援センター、24時間いじめダイヤル、チャイルドラインなどの活用

○ 保護者との連携

家庭用アンケート調査、情報発信

日頃から連絡を密にする

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア いじめを許さない生徒の育成

(ア) 道徳、人権教育

- ・ 全校対象の人権学習実施。（講演会、映画鑑賞など）
- ・ 命、思いやり、友情、生命の尊重、正義、公正公平、よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。

(イ) 学級活動

- ・ 各学期、学年集会の折に命や思いやりについての話を取り入れる。
- ・ LHRを活用して、コミュニケーションを活性化させる活動を計画的に設定する。その中で、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。

(ウ) 行事

- ・ 文化祭、クラスマッチ、修学旅行、強歩大会などの学校行事を主体的に体験することにより、異学年交流や地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合い自分に自信を持ち、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られるよう計画、支援していく。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・ 年度当初に「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等を保護者や地域に発信するとともに、全校集会やPTAの会合、地区懇談会等を活用して周知を図る。

- ・ 授業参観や学年PTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
- ・ 生徒向けに情報モラル教育を行う。

ウ 生徒会活動の活用

- ・ 生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
- ・ 生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるような自発的・自治的活動を促す。

エ 職員の資質の向上

- ・ 教師の資質向上のため、未然防止教育や情報モラルについての校内研修会を実施する。
- ・ 教師が人権感覚を持ち生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる学校づくりを行う。
- ・ 公開授業週間を実施し、全職員が生徒指導の視点から授業をふりかえる機会を持つ。

② いじめの早期発見の取組

ア 日常活動を通じた早期発見

- ・ 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒とのコミュニケーションを大切にする。
- ・ クラブ活動や学校生活の中で生徒の気持ちの変化を把握し、保護者との連絡を密に行い生徒の心に寄り添った取組みをする。
- ・ 「保健室」を中心に、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫をする。

イ 相談体制の充実

- ・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように校内相談室の活用を検討する。
- ・ 教育相談係が、「相談室だより」等の通信を生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
- ・ 学期の始めと終わりに面接週間や教育相談日を位置づける。
- ・ いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、適切に判断するための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにする。

ウ アンケート調査の活用

- ・ いじめ・悩みアンケートの実施。
- ・ 家庭用アンケートを実施し早期発見のための協力を得る。

③ 学校の取組に対する評価

- ・ 「学校生活アンケート」から生徒や保護者の意識を把握する。

(2) いじめが起きたときの対応

ア 支援・指導のポイント

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見、いじめの通報を受けた場合には必ずチームで対応する。

- (イ) 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめ防止対策委員会」が主導で対応チームを編成する。

- ・ 対応チームで役割分担を行い、速やかに関係生徒から事実や気持ちを正確に聴き取り記録する。
 - ・ 事実が明らかなり次第、正確かつ迅速に保護者へ事実関係を伝え必要な支援や指導を行う。
- (ウ) いじめられた生徒又は保護者への支援
- ・ 「生徒を必ず守る」ことを伝え、生徒の気持ちに寄り添った親身な支援をする。
 - ・ 安心して学習や学校生活が送れるよう環境を整える配慮をする。

※一時的に保健室や相談室学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討

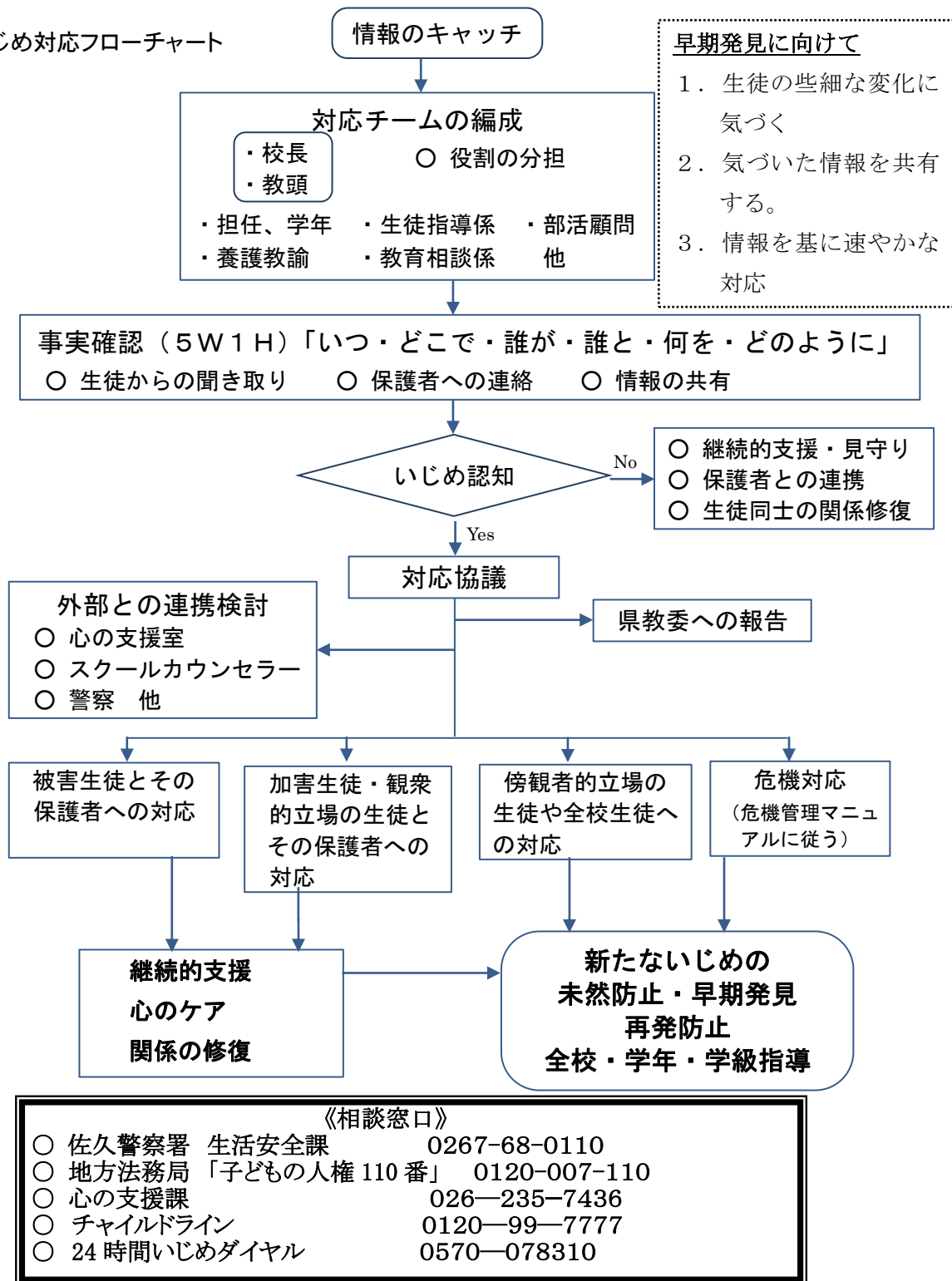
(エ) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ・ いじめを完全にやめさせた上で、「いじめは許されない行為である」ことを理解してもらい、毅然とした態度で対応する。
- ・ 形式的な謝罪にならないよう時間をかけて、生徒が自分自身の行為を振り返り2度とくり返さないよう心に響く継続的な指導や支援を時間をかけて行う。
- ・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるよう配慮する。

(オ) いじめが起きた集団への指導

- ・ 「観衆」「傍観者」である生徒には、誰かに伝える勇気をもてるような教育や指導を行う。
- ・ 同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 学年集会や生活指導通信等で、全校に「いじめをなくしていこう」という態度を養っていく。

イ いじめ対応フローチャート

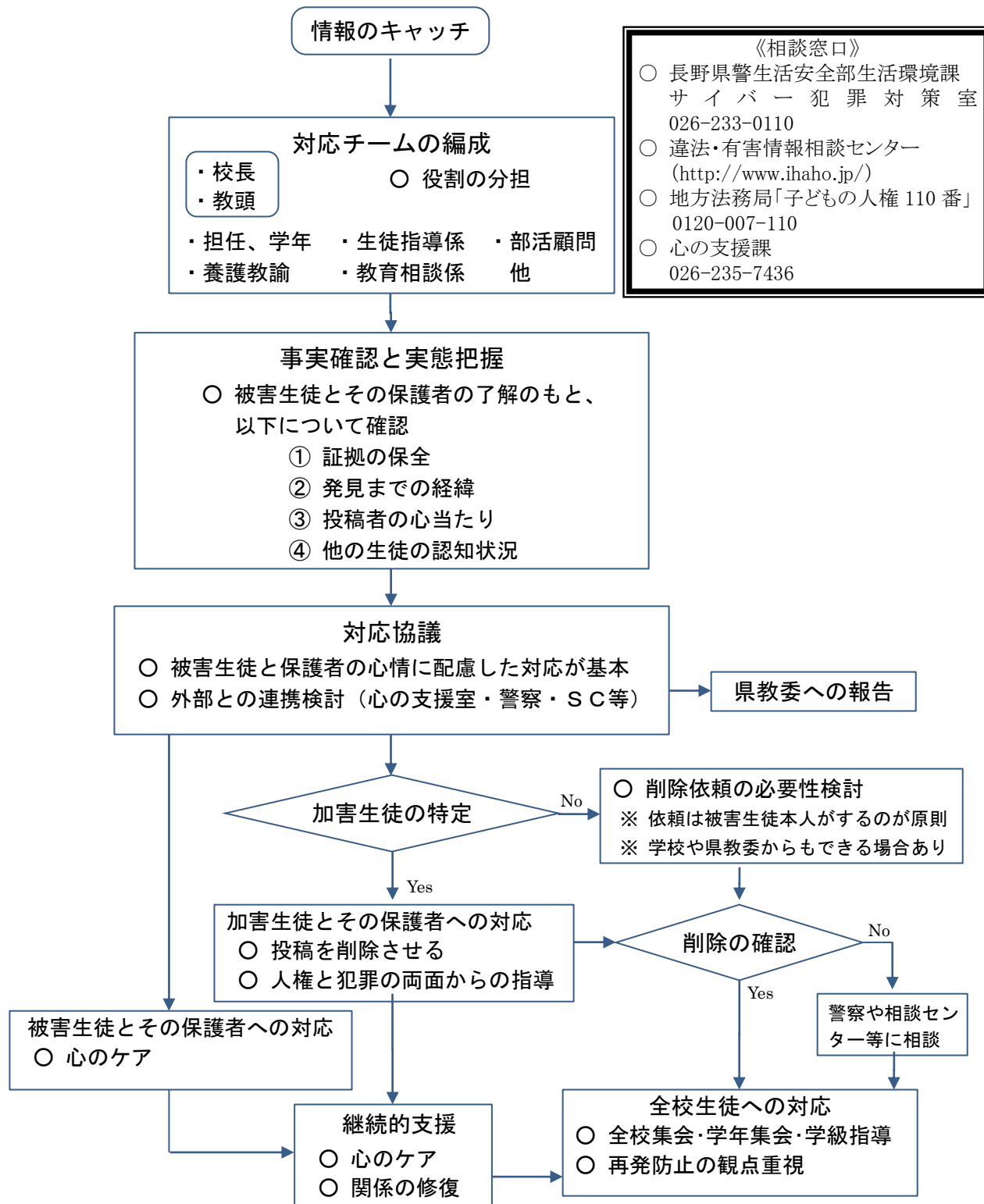


(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は研修を行い情報端末機器の特性を理解するように努める。

- ・ 未然防止教育の観点から生徒や保護者に情報モラル教育を推進し啓発活動をする。
- ・ 生徒間の情報に注意し、ネットパトロールを利用したネット上の早期発見に努める。
- ・ 不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるために直ちに削除等で適切に対処する。

【ネット上のいじめへの対応手順】 対応フローチャート



《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容を確認し、警察や法務局・地方法務局に相談、対応方法を検討する。

《掲示板・ブログ・SNS・メールでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。不特定多数の者から、グループ内で特定の子どもに対して、被害が短期間で極めて深刻になる。子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。
- 「チェーンメール」「なりすましメール」子どもの利用している「無料通話メールアプリ」「掲示板」などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

関係機関と連携した取組

- ・ 定期的な機会を設け、警察、児童相談所、スクールカウンセラーなどと連携した対応をする。
- ・ 生活指導主事会などの機会を通し、中学や警察と情報交換を図り教育活動にいかす。

(4) 重大事態発生時の対応

いじめられた生徒や保護者を徹底して守ることは勿論のこと、心情に寄り添い適切真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「いじめ等対策委員会」を中核に「危機対応チーム」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にする

学校又は教育委員会は速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

(ア) 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・ 「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
- ・ 調査の母体は、「いじめ等対策委員会」が中心に、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・ 必要に応じて県教育委員会から指導、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(イ) 組織の構成

- ・ 公平性・中立性・客観性を重要視した組織の構成になるよう配慮する。
- ・ カウンセラー、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の経験を有する者。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、態様やい

じめを生んだ背景事情、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・など、全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取り

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考にして実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、定期的な連絡を取り合い、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校対応の経過）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して個人情報に配慮しつつ適時・適切な方法で説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

希望がある場合、いじめを受けた生徒その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合は、関係のあった生徒が深く傷つき全校生徒や保護者、地域に不安や動揺が広がり、事実に基づかない風評等が流れる場合もある。そのため、生徒、保護者への心のケアに努め、生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。事態発生から、一貫した予断のない情報発信を行うと同時に個人のプライバシーへの配慮も細心の注意をはらって臨む。